

性の多様性の基礎知識

一人ひとりの性は多様

私たちの性は、様々な要素で成り立っています。
また、性は、その人らしさや生き方に深く関係しています。

■生物学的な性

外性器等により決定される性別。
出生時に、医師等により割り当てられた性別。
戸籍の性別として登録されます。

■性自認

自分の性別を自分でどう思うか、自分で認識している性別。

戸籍の性別と性自認が一致する人、一致しない人、性自認が男性・女性に二分できない人、男女にとらわれない性のあり方の人などがいます。

■性的指向

どの性別の人を好きになるか、恋愛や性愛がどの性別に向いているかということ。

異性を好きになる人、同性を好きになる人、男性と女性の両方を好きになる人、どちらも好きにならない人などがいます。

■性表現

服装、言葉遣い、髪型などにおいて表現される見た目の「男らしさ」「女らしさ」のこと。

LGBT（エルジービーティー）とは

下記4つの頭文字をとった言葉で、性的マイノリティの総称として使われます。

L

レズビアン
女性として女性が好きな人

G

ゲイ
男性として男性が好きな人

B

バイセクシュアル
男性女性どちらも好きになる人

性的指向
Sexual Orientation

T

トランスジェンダー

出生時に割り当てられた性別（戸籍の性別）と性自認等が一致していない人

性自認
Gender Identity

Q クエスチョニング

性的指向や性自認に迷っている、探している、決めずに生きる人など。
Qを加えたLGBTQもLGBTと同じ意味で使われています。

LGBTからSOGI（ソジ）へ

SOGIとは、誰もが持つ性的指向と性自認の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティを含む全ての人の性のあり方を尊重する意味で使われます。

性表現（Gender Expression）を加えてSOGIE（ソジー）ともいいます。

静岡県パートナーシップ 宣誓制度

2023年3月1日スタート

静岡県パートナーシップ

宣誓制度とは

パートナーシップとは

「お互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した二人の関係」のこと。

一具体的には一

日常生活において、精神的に支え合い、家事・育児・介護での協力、生活費用の分担等を行うこと。

ふたりの生活を応援します



宣誓できる方

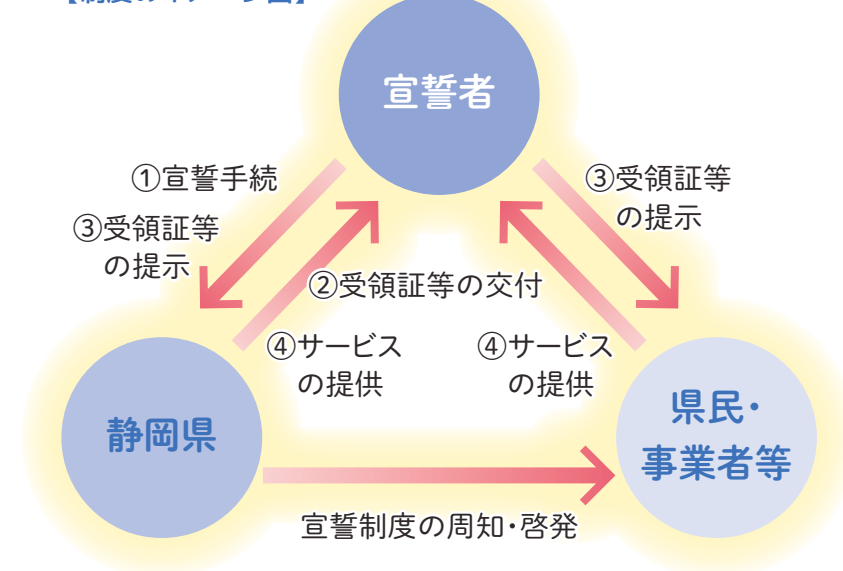
以下の全ての要件を満たす必要があります。

- 成年に達していること(満18歳以上)
- どちらか一人は静岡県民であること(転入予定を含む)
- 配偶者がいないこと
- 宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- 宣誓者同士が近親者でないこと(パートナーシップに基づく養子縁組を除く)
- ※ 国籍は問いません。
- ※ SOGIの観点から、性別・性的指向・性自認を問いません。事実婚の異性カップルも宣誓できます。

お互いを人生のパートナーとして認め合った二人が協力して共同生活を行うことを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。

本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な効力(相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできないカップルの気持ちを尊重し、カップルが抱える生きづらさや困りごとが少しでも解消され、誰もが人生のパートナーと安心して暮らせる環境づくりを目指すものです。

【制度のイメージ図】



【手続の流れ】



- 宣誓場所にお二人そろって来所いただきます。
- 宣誓者に家族として養育する未成年の子どもがいる場合、希望に応じて、宣誓書受領証等に子どもの氏名等を記載します。
- 通称名での宣誓が可能です。

カップルが抱える困りごと(例)

- 医療機関での病状説明や面会などの場面で家族として扱われない。
- 住宅を借りるとき、自分たちの関係を理解してもらえない。
- 大切なパートナー(家族)であると証明できるものがない。
- 同性愛を好奇な目で見られたり、笑いのネタにされたりして、深く傷つく。

県民・事業者の皆さまへのお願い

本制度を利用したカップルが、宣誓書受領証等の提示等により、婚姻している方々と同じサービスや対応を受けることができるよう、制度への御理解・御協力をお願いします。

詳細は、静岡県男女共同参画課ウェブサイト「ふじのくにレインボーページ」を御覧ください。

